

「平成24年度広島市食品衛生監視指導計画（案）」への意見募集結果について

平成24年3月
広島市健康福祉局保健部食品保健課

このことについて、お寄せいただいたご意見の概要と広島市の考え方について下記のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

記

- 1 募集期間：平成24年2月1日～平成24年2月29日
- 2 寄せられた意見：1名の方から下記のとおり 의견が寄せられました。
- 3 ご意見及びそれに対する回答

区分	意見の概要	広島市の回答
Ⅲ 自主衛生管理の促進 (P11)	「協会では、食品衛生監視員資格を有する食品衛生コンサルタントを配置している」とあるが、食品衛生監視員は公務員であり、協会には配置できないと思われる。誤解のないように、食品衛生監視員となる資格を有する等に表現を変えてはどうか。	御意見のとおり、ここでいう食品衛生監視員資格を有するとは、食品衛生監視員となる資格を有する者を指しており、食品衛生監視員ではありません。 協会では、食品衛生法施行令第9条に規定されている食品衛生監視員となるための資格を有する人を、食品衛生コンサルタントとして配置しておりますので、誤解のないように、食品衛生監視員となる資格を有すると表現を変更いたしました。